

議案第26号 国東市介護保険条例の一部改正について

第7期〔2018（平成30）～2020（令和2）年度〕				第8期〔2021（令和3）～2023（令和5）年度〕			
所得段階	対象者	保険料率	保険料年額（円）	所得段階	対象者	保険料率	保険料年額（円）
第1	●生活保護を受けている者 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている者 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0.5	31,800	第1	●生活保護を受けている者 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている者 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0.5	31,500
	軽減措置後	0.3	19,000		軽減措置後	0.3	18,900
第2	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の者	0.67	42,600	第2	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の者	0.75	47,200
	軽減措置後	0.5	31,800		軽減措置後	0.5	31,500
第3	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の者	0.75	47,700	第3	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の者	0.75	47,200
	軽減措置後	0.7	44,500		軽減措置後	0.7	44,100
第4	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0.9	57,200	第4	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の者	0.9	56,700
第5	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の者	1	63,600	第5	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の者	1	63,000
第6	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.2	76,300	第6	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.2	75,600
第7	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	1.3	82,600	第7	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.3	81,900
第8	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	1.5	95,400	第8	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.5	94,500
第9	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上450万円未満の者	1.7	108,100	第9	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の者	1.7	107,100
第10	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が450万円以上の者	1.9	120,800				